

# 「城西小学校いじめ防止基本方針」

令和4年12月27日付  
那覇市立城西小学校

## 1. 本校の基本方針

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。

また、いじめは、いつでも、どこからでも、どの児童にも起こりえるものであり、どの児童も被害者にも加害者にもなり得る危険性をはらんでいる。こうした事実をふまえ、「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめは、どの子ども、どの学校でも起こりえる」ことを念頭に、「いじめ未然防止」「いじめ早期発見」「いじめへの適切・早急な対処措置」について城西小職員全員が共通理解を図り、組織的に対応していく。

特に本校では、「いじめの予防」と「早期発見」に重点的に取り組んでいく。いじめが発生してしまった場合には、児童の尊厳を最大限に重視し、本校全職員が一体となり、那覇市教育委員会や地域、家庭、学校評議委員、民生委員・児童員等の関係機関との連携のもと、早急にいじめ根絶に向け、組織をあげて適切な対処に全力で取り組む。

本校の学校経営重点事項の一つに「感謝の心で互いに尊重しあい、思いやりがもてる豊かな心の育成」がある。豊かな心の育成には、自他の生命を尊重する道徳教育、支持的風土のある学校・学級経営、悩みを相談しやすい教育相談活動などの充実を通して、子どもが生き生きと学校生活を送ることができる魅力的な教育環境をつくる必要がある。そして何より、人権教育を充実させなければならない。特にいじめは重大な人権侵害であるという認識に基づき、ここに学校いじめ防止基本方針を定めるものとする。

## 2. いじめの定義

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（以下省略） 【いじめ防止対策推進法】

いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こりうる。とりわけ、嫌がらせや意地悪などの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は精神及び身体に重大な危険を生じさせることがある。

いじめは、被害・加害の二者関係だけでなく、「観衆」としてはやしたてたり、面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在がいじめを促進させてしまったりするなど、いじめには集団の問題という側面があることを十分理解したうえで、望ましい集団作りに取り組み、集団全体にいじめを許容しない雰囲気的形成することが大切である。

### 3. いじめの判断

- 「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童の立場に立つ。
- いじめは、「心身の苦痛を感じているもの」と定義するが、多様な態様がある。
  - 例① いじめられていても、本人がそれを否定する場合。
  - 例② ネット上で悪口を書き込まれているが、本人が気付いてない場合。
- けんかやふざけ合いであっても、いじめに該当するか否かを判断する。
  - ※見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査をしっかりと行い、児童の感じる被害性に着目する。
- いじめの認知は、当該学年の他の担任や管理職、生徒指導委員会、いじめ対策組織等を活用して行う。
  - ※教職員が一人でいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員の対応ではなく組織として一貫した対応をとる。

☆具体的ないじめの態様（例）

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ④金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑤嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑥パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ⑦性的いたづらをされる 等

### 4. いじめに対する指導体制

#### (1) 「いじめ防止対策委員会」の設置（いじめ防止対策推進法 22 条に基づく）

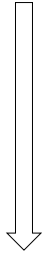
本組織は、学校が組織的にいじめ防止等の諸問題に取り組むにあたり、中核となる役割を担い、いじめ防止に関わる具体的な取組を行う。

- ①構成員      ※事案により以下の中から柔軟に構成する  
学校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、加害及び被害児童学年担任、養護教諭、教育相談担当、教育相談支援員、スクールカウンセラー、その他関係職員  
PTA会長（副）、学校評議員、地域民生・児童委員
- ②組織の役割
  - ・未然防止への取り組み
  - ・いじめの相談・通報を受け付ける窓口
  - ・いじめの疑い、児童の問題行動などに係わる情報の収集と記録、共有
  - ・年間計画の作成・実行・検証・修正（PDCAサイクル）
  - ・教職員の共通理解と意識啓発（校内研修の企画・実施）
  - ・定期及び緊急アンケート・面談・聴取等の計画（役割分担）、実施
  - ・いじめの認定
  - ・いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携などの対応を組織的に実施
  - ・重大事態への対応 等

## (2) いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

### いじめ情報のキャッチ

(児童、保護者、観察、アンケートなど)



- • • ○加害者、被害者、周りの児童から聴き取り、記録する。
- 学年、管理職と情報共有を行う。
  - ・日時、場所、被害児童、加害児童、内容・状況
  - 情報受信者（発見者）
- 「いじめ防止対策委員会」を招集する。
  - ・委員会のメンバーを決め、緊急招集
  - ・今後の対応について協議する。（対応、役割分担）
- いじめられた児童を徹底して守る。
- 見守る体制を整備する。（登下校、休み時間、清掃時間、放課後 等）
- 必要と判断した場合、関係機関へ連絡する。（第1報）

### 正確な実態把握



- • • ○原則として担任以外の職員が、加害・被害児童、まわりの児童から個々に聴き取りを行う。
- 関係職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

### 指導体制、方針決定



- • • ○指導のねらいを明確にする。
- 全ての教職員の共通理解を図る。
- 「いじめ防止対策委員会」を招集する。
  - ・委員会のメンバーを再度決定し、緊急招集（対応、役割分担）
- 教育委員会、関係機関との連携を図る。

### 児童への指導・支援

- • • ○いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く。
- いじめた児童に、相手の苦しみや痛みを寄せる指導を十分に行う中で、「いじめは決して許される行為ではない。」という人権意識をもたせる。

### 保護者との連携

- • • ○加害児童、被害児童の保護者と直接会って、具体的な対策を話す。
- 事実関係を正確に伝える。
- 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

### 今後の対応

- • • ○継続的に指導や支援を行う。
- カウンセラー等の活用も含め、心のケアにあたる。
- 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

※「いじめ防止対策委員会」は、いじめ発生後、状況に応じ構成員を検討しながら、対応していく。

## 5. いじめの未然防止・早期発見・早期対応のための取り組み

### ①日常的な観察

- ・朝や帰りの会や授業中の声や表情、休み時間や放課後の雑談等の機会に、児童たちの様子に目を配る。
- ・学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係はどのようなものであるかを把握する。気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる。

### ②メモ日記の活用

- ・必要に応じて気になる児童には日記等を書かせることで、担任と児童、保護者との連絡を密に取り、信頼関係を構築する。

### ③定期的なアンケート調査の実施

- ・毎月1回、「なかよしアンケート」を実施する。
- ・アンケート結果から気になることがあれば、その内容について詳しく聴き、迅速に対応する。

### ④個人面談の実施

- ・6月・12月に「ふれあい週間」として、教育相談の期間を設定する。
- ・心の健康づくりの場を設けることにより、児童の発するシグナル(適応上の問題、心理的な悩み、不安など)を想起に発見し、適切な対応を考えていく。

### ⑤その他

- ・わかる授業づくり、学習規律の徹底、非行防止教室の実施、情報モラルに関する指導、教職員間の情報交換、保護者からの情報提供

## 6. ネット上のいじめへの対応

### (1)「ネット上のいじめ」が発見された時の対応の流れ

- ① ネットいじめの発見、児童・保護者からの相談を受ける。
- ② 書き込み内容を確認する。
  - ・当該掲示板等のアドレスの確認と記録・書き込み内容をプリントアウトして保存する。
- ③ 掲示板等の管理者に削除依頼をする。
  - ・管理者への連絡方法を確認する。利用規約等を確認の上、削除依頼を実施。
  - ・削除依頼は、学校等の公的なパソコンやメールアドレスを使用し、依頼者名などの個人情報に記載する必要はない。
- ④ 掲示板等のプロパイダに削除依頼をする。
  - ・管理者に削除依頼しても削除されない場合や管理者の連絡先が不明な場合などは、掲示板サービスを提供しているプロパイダへ削除依頼をする。
  - ・削除されない場合は、メール内容などを確認する。それでも削除されない場合は、警察や法務局へ相談する。

## (2) 児童・保護者への対応

### ①被害児童への対応

- ・きめ細やかなケアを行い、いじめられた子どもを守り通すことが重要である。

### ②加害児童への対応

- ・加害者自身がいじめに遭っていた事例もあることから、いじめが起こった背景や事情について詳細に調べるなど適切な対応が必要である。また、十分な配慮のもとで粘り強い指導が求められる。

### ③全校児童への対応

- ・個別の事例に応じて十分な配慮のもとで、全校児童への指導を行う。

### ④保護者への対応

- ・迅速に連絡し家庭訪問などを行うと共に、学校の指導方針を説明し、相談しながら対応する。

## (3) 指導のポイント

- ・誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決して許される行為でないこと。
- ・匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- ・書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

## 7. 重大事態への対応

### ①重大事態とは

いじめの重大事態とは、いじめ防止対策推進法第28条に掲げる場合として、次の規定がある。

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

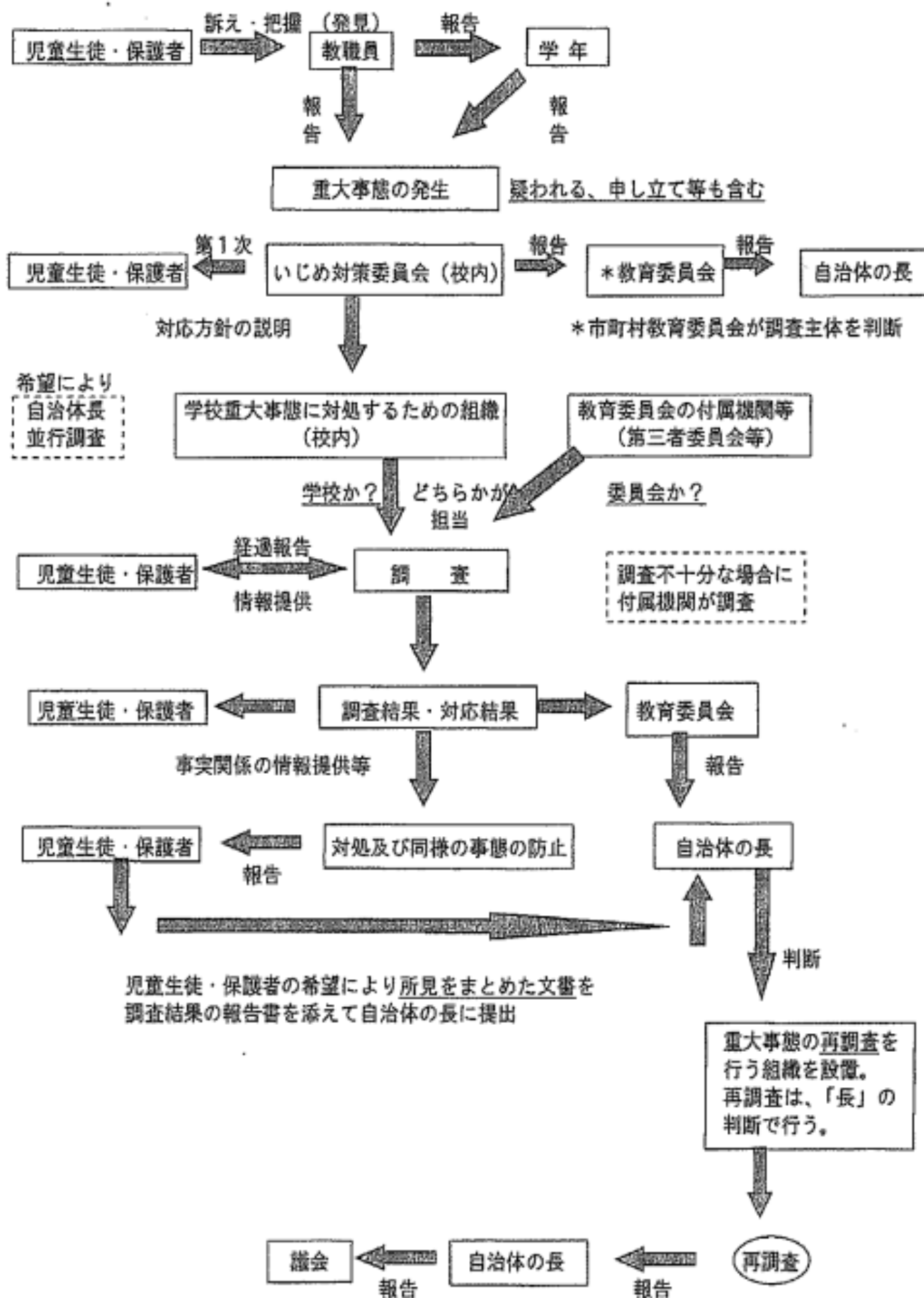
また、この場合の例として、

- 児童が自殺を企図した場合 ○身体に重大な傷害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合
- などが考えられる。

### ②重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、那覇市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司、及び人権擁護委員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。なお、事案によっては、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。（「那覇市いじめ防止基本方針」を参照）

# 重大事態発生の事案対処等のフロー図



※「再調査」を行う場合、首長で第三者委員会を設立し、学校（いじめ対策委員会）と教育委員会（第三者委員会）の調査結果の調査に限定される。

## 8. 学校における「いじめ防止」計画

	4月	5月	6月	7・8月	9月	10月
職員会議等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年での情報交換(毎週)</li> <li>・職員会議で情報交換</li> <li>・生徒指導委員会で情報交換</li> <li>・個人面談で家庭との情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年での情報交換(毎週)</li> <li>・職員会議で情報交換</li> <li>・生徒指導委員会で情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年での情報交換(毎週)</li> <li>・職員会議で情報交換</li> <li>・生徒指導委員会で情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年での情報交換(毎週)</li> <li>・職員会議で情報交換</li> <li>・生徒指導委員会で情報交換</li> <li>・個人面談で家庭との情報交換</li> <li>・いじめ防止に関する研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年での情報交換(毎週)</li> <li>・職員会議で情報交換</li> <li>・生徒指導委員会で情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年での情報交換(毎週)</li> <li>・職員会議で情報交換</li> <li>・生徒指導委員会で情報交換</li> </ul>
啓発・防止活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権の日放送</li> <li>・なかよし朝会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権の日放送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権の日放送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権の日放送</li> <li>・なかよし朝会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権の日放送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権の日放送</li> </ul>
早期発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・なかよしアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・なかよしアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・なかよしアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・なかよしアンケート</li> <li>・ふれあい週間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・なかよしアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・なかよしアンケート</li> </ul>

	11月	12月	1月	2月	3月	
職員会議等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年での情報交換(毎週)</li> <li>・職員会議で情報交換</li> <li>・生徒指導委員会で情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年での情報交換(毎週)</li> <li>・職員会議で情報交換</li> <li>・生徒指導委員会で情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年での情報交換(毎週)</li> <li>・職員会議で情報交換</li> <li>・生徒指導委員会で情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年での情報交換(毎週)</li> <li>・職員会議で情報交換</li> <li>・生徒指導委員会で情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年での情報交換(毎週)</li> <li>・職員会議で情報交換</li> <li>・生徒指導委員会で情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年での情報交換(毎週)</li> <li>・職員会議で情報交換</li> <li>・生徒指導委員会で情報交換</li> </ul>
啓発・防止活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権の日放送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権の日放送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権の日放送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権の日放送</li> <li>・なかよし朝会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権の日放送</li> </ul>	
早期発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・なかよしアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・なかよしアンケート</li> <li>・ふれあい週間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・なかよしアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・なかよしアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・なかよしアンケート</li> </ul>	